

令和5年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会
経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年9月21日（木） 午前11時14分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	河 村 幸 雄 君
4番	川 村 敏 晴 君	5番	大 滝 国 吉 君
6番	本 間 善 和 君	7番	尾 形 修 平 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会副委員長 小 杉 武 仁 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	忠	聡 君
政 策 監	須 賀	光 利 君
建 設 課 長	須 貝	民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田	康 隆 君
同 課 整 備 室 副 参 事	伊 藤	孝 雄 君
同 課 管 理 室 長	本 間	孝 幸 君
同 課 管 理 室 係 長	本 間	友 紀 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 係 長	船 山	ケイ子 君
都 市 計 画 課 長	大 西	敏 君
同 課 参 事	小 野	道 康 君
同 課 都 市 政 策 室 長	風 間	貴 志 君
同 課 都 市 政 策 室 係 長	大 田	陽 祐 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	宮 村	勉 君
同 課 建 築 住 宅 室 副 参 事	榎 本	治 美 君
上 下 水 道 課 長	稻 垣	秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	林	奈 美 君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡 邊	修 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	斎 藤	雄 一 君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	鈴 木	健 次 君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	小 田	和 弘 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山	治 夫
書 記	中 山	航

（午前11時14分）
分科会長（尾形修平君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第96号及び議第103号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について審査した後、議第96号及び議第103号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第19款 繰入金

（説明）

上下水道課長 それでは、予算書の12P、13Pを御覧ください。以下、繰入金の説明に関しては、公営企業会計補正予算の際にご説明した内容となる。第19款繰入金、第1項2目1節公営企業会計繰入金について、説明欄1、簡易水道事業会計繰入金及び説明欄2、下水道事業会計繰入金については、令和4年度の決算調整により、令和4年度の繰出金のうち不用となった額を本年度一般会計の繰入金として受け入れるものだ。

歳入

第19款 繰入金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第4款 衛生費

（説明）

上下水道課長 18P、19Pを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金について、説明欄1、簡易水道事業会計繰出金については、浄水場等の維持管理委託料及び緊急修繕用費用に対する予算不足分のほか、村上水道事務所の統合経費に係る負担金の繰出金を追加するものである。

第8款 土木費

（説明）

建設 課長 次に、22P、23Pの8款2項2目の道路維持費で説明欄の1、道路維持管理経費を増額するものだ。こちらは、道路の側溝や舗装などの補修等に係る修繕料について、今後不足が見込まれる分について増額をお願いするものだ。次に、説明欄の2、道路対策事業経費を増額するものだ。こちらは、測量設計等委託料では、山北中浜地内の市道中浜18号線が普通河川を横断する箇所にアーチ型コルゲートパイプが使用されており、劣化が見られることから、超音波板測定と点検の結果で施設材料が耐え得る力の調査を行い、施設の健全度を確認するものだ。あわせて、機械器具借上料と工事請負費は、今ほどの横断部について、現在路面の異常はないが、点検調査

による健全な状態が確認されるまでの間、車両通過時にコルゲートパイプへの荷重を軽減するために覆工板等の仮設資材を設置したいことから、その資材の借上料と工事請負費の増額を行うものだ。なお、仮設資材の設置までの間については、職員によるパトロールを実施し、安全の確認を行っているところである。次に、4項3目河川海岸維持費で説明欄の1、河川維持管理経費で、こちらは野潟地内の普通河川十二川ほか2河川の堆積土砂撤去と平林地内の普通河川滝矢川の河床洗掘を防ぐための根固め工事を行うものだ。なお、工事に要する財源について、堆積土砂撤去工事については緊急浚渫推進事業債を充当し、河床洗掘を防ぐための根固め工事については、緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしている。

都市計画課長 続いて、その下になる。6項1目都市計画総務費の説明欄の1、村上駅周辺まちづくり事業経費については、委託料の増額補正を行うものであるが、1行目、測量設計等委託料、これは大規模跡地の土地利用計画の基礎資料とするため必要となる交通量調査、地形測量及び土地の取得に係る不動産鑑定、補償費算定等の業務委託料である。2行目、村上駅周辺大規模跡地基本設計業務委託料については、大規模跡地の造成に係る道路、給排水等の基本設計業務委託料である。その下、3行目、都市再生整備計画策定業務委託料については、大規模跡地の整備に当たり社会資本整備総合交付金を活用するために必要となる都市再生整備計画を作成しようとするものである。

上下水道課長 続いて、第7項1目下水道整備費（繰出金）、27節繰出金について、説明欄1、下水道事業会計繰出金については、下水道事業における水道事務所の統合経費に係る負担金に対し繰出金を追加するものである。

歳出

第4款 衛生費、第8款 土木費、第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

河村 幸雄 23Pの村上駅周辺まちづくり事業経費、都市再生整備計画を作成するというようなお話であるけれども、ここに入るか入らないかはちょっと疑問であるけれども、計画を立てるに当たって人流の調査をしたり、歩行者通行量の調査をすとか、そのような調査も含めていくわけか、こういうところに。この整備の中には。

都市計画課参事 都市再生整備計画策定業務委託料は、あくまでも国の補助事業を採択するため、受けるために、そのための基礎資料を作成するもので、委員今おっしゃられた交通量調査については、車両の交通量調査を先に行いたいというところで、測量設計等委託料のほうに計上してある。以上だ。

河村 幸雄 当然そういうことは前に進められているのかなと思うけれども、また若者が集う拠点としてイベントの開催とか、例えばの話だけれども、キッチンカーを用意したり、社会実験を実施するとかというようなことも取り組まれていくのだろうか、その整備に当たって。

都市計画課長 将来的にはそういうような社会実験等を行おうと思っているけれども、今現在の計画の中ではまだこれからということになる。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説 明)

尾形分科会長 さっき説明なかった債務負担について説明してください。

建設 課長 それでは、5 Pで第2表の債務負担行為の補正になるが、一番下段で除雪車購入費で補正をお願いするものだ。こちらについては、令和6年10月31日でリース期間満了を迎える除雪車12台を新たに購入したいと考えているが、紛争の影響もあり、現在も納期が遅延する状況が続いており、納期までの期間を確保するために債務負担行為の補正をお願いするものだ。財源については、緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしている。説明については以上である。

第4款 衛生費、第8款 土木費、第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

本間 善和 都市計画課長にちょっとお伺いしたいと思うが、先ほど河村委員も質問した業務委託の件だけれども、この業務委託は今の回答では村上駅前の大規模開発、これから計画していく複合施設とか、いろんな施設等を今後進める上で補助事業に採択するための計画書をつくるという理解でよろしいのだろうか。

都市計画課長 おっしゃるとおりであって、社会資本整備総合交付金を利用するに当たって・・・
本間 善和 もうちょっとゆっくり。

都市計画課長 社会資本整備総合交付金を利用したいというふうに考えていて、それを利用するためには都市再生整備計画というものを認定していただく必要がある。そのためにこの計上をしている。

本間 善和 その交付金を利用すると例えば補助率とか、交付金で来るのであれば何%が来るとかという、その内容をちょっと教えていただきたいと思うが。

都市計画課長 このメニューの中に対象となるものとならないものが細かく分かれている。なので、今私どもで行おうとするものについて、全てなるということではない。そこは共同利用、比率とかで分けられることになるが、全メニューの中に対象になるということになると、一応40%というふうには聞いている。

渡辺 昌 同じところだ。駅周辺まちづくり事業、かなり面積も大きいし、それを構成する要素も多くて、自分の中ではうまく理解していない部分が多いのだけれども、今回事業を進めるに当たって、あの図面とイメージビデオ作成されたではないか。あれを見たせいか、今上がっているこの測量設計等委託料の中身見ると、イメージビデオが、映像が独り歩きではないのだけれども、そのギャップを、自分自身は理解が足りないのか分からないのだけれども、それを物すごく感じているのだ。今やろうとする、この設計委託料によってやる事業というのは、駅周辺まちづくり事業の中の、完成が10だとすれば、今のこの段階というのはどのくらいのレベルになるのか。大ざっぱで結構だけれども。

都市計画課長 都市再生整備計画の中に反映させるために、そこに反映させなくて整備をするに当たっても地形測量等を行わなければ図面等が書けないので、その基礎資料になっていくが、このたびの委託料になるけれども、あとそこを土地をもし取得することになれば、土地の不動産鑑定等も必要になる。また、補償費の算定にも必要になってくる。そのほか底地、ゾーニングでお示ししている今の跡地のところに道路を入れたりするために、その測量とその設計的なものもつくっていかないとこれから整備する計画がつかれないので、その全て基礎になる部分である。ただ、どうしても動画で皆さんにイメージを、期待を持って見ていただけるように、やはりイメージは大事だろうということで、イメージを先行して動画のほうは出ているけれども、事業を行うに当たって、今出している測量等業務委託については、全て基礎資料に

なる必要な委託業務になる。

渡辺 昌 基礎資料になるのは分かったのだけれども、事業全体の中でいえば、大ざっぱで結構だけれども。

都市計画課長 参事のほうからお答えする。

都市計画課参事 具体的なレベルというのを多分お聞きになっているかと思うのだけれども・・・

渡辺 昌 自分の理解力が足りないので。

都市計画課参事 例えば10段階あるうち、まだイメージを提出することによって1段階で、市民の方にイメージを膨らませてもらって、今後、今課長申し上げたように基礎資料ということなので、次の段階ということで、レベル2くらいの進捗率だと思う。

渡辺 昌 今まで議会に対して計画の説明とか、あとは一般質問の中で市長答弁あったものの中の自分の理解度と、今回示した図面と、例えば国の機関の設置であるとか、統合保育園の件もあそこにみんな、どうしても映像にしてしまうと作り込まないとちょっとぱっとしない映像になるので、かなり作り込んだと思うのだけれども、そのギャップがあまり多過ぎて、あの映像を市民に見せた場合に、こんなところまで進んでいるかという、そういう印象を持たれるパターンが多いのかなと、その辺心配なので、こういう今の質問をした。以上だ。

副市長 今渡辺委員がおっしゃることもよく分かる。ビジュアル化された段階で、あれがもうあのようなになるのか、そうになってしまうのではないかというような思いを持たれた市民の方も多いと思うが、大枠はあのような状態なのだけれども、一つ一つはまだ確定したものではないということがある。あれをより現実的に進めていくための基礎段階として今回のこの調査が必要だということであるので、やっと一歩進んだというような、そんなニュアンスで捉えていただければよろしいかというふうに思う。この間田端町地区でも説明をさせていただいたし、今後また市民の皆様方に向けた市長直接の説明もある。そうすると、またいろんな意見、思いが出されるというふうに思うので、それらにも十分配慮しながら行くためにも、まずはこの基礎的な調査をしておかないと、今後いろいろ出てくるであろう意見、要望に対しても、どう答えていったいいのか分からないというような状況になるので、一歩今踏み出したということで、踏み出させていたいただきたいという思いの補正だというふうに受け止めていただければよろしいかと思う。お願いいたします。

尾形分科会長 私から今の件で、先般、今副市長言ったように田端町でも説明会されたようだし、あと市のホームページでもそれこそ映像もアップされていた中で、地元の説明会の際の状況で、どのような意見というか出たのか、もしあれであれば、課長のほうからでも説明願えればと思う。

都市計画課長 地元の説明会の中では一応理解はしていただけて、特に反対というようなあれではなかったのだけれども、保育園がいいとか、大きい、小さいとかというようなお話もあったり、あと国の施設はどんなになるのかとか、期待は持っているけれども、具体的ところがまだ見えないし、あと人が集まってくれる、今市のほうがメインにしている交流のための複合施設とか、ジャスコ跡地の利用等について、いいという・・・いいではないな、おおむね期待をしているというようなイメージでは取ったけれども、具体的にはそのぐらいの、それ以上深く突っ込んだような何かというのは、ちょっと今記憶の中では浮かんでいない。

尾形分科会長 説明会では多分そうだろうし、ホームページにアップしたことによって市民の方から何か課のほうに意見とかあったか。

都市計画課参事 市民の方からは、今回3つの施設提案させていただいて、それに伴う、今現在もそうだけれども、病院跡地北側に面する市道番町1号線の拡幅というのがやっぱり要望等が、現在でも郵便局の職員の駐車場があったりして、なかなか住宅地の人たちとの往来が今でもストレスあるとか、そういったことで今回の示された3つの施設に伴って、そこの市道拡幅だとかということのお話もあった。

本間 善和 ちょっと今の質疑の中での続投になると思うのだけれども、この大規模開発についての先般8月30日、皆さんのほうから説明あったわけだけれども、その中でも市民への説明とか、ワークショップ等を今後開催していく中で、皆さんのご意見をお聞きしながらという格好でのお話があったと思うのだ。その辺のところ、今後これから、多分、私は保育園なんかも結構絡んでくるので、保護者の皆さんとか、それから商工会とか、そういう方々の関係者とか、いろんな関係者のご意見を聞いていかなければならないと思うのだ。そういうスケジュールというのは、あともうなしなのか、これから進めていくのか、もう終わったのか。

都市計画課参事 今後の予定だけれども、こども課主催の10月2日から4日まで、今回の統合する第一、第二、山居の保育園の保護者を対象にした説明会がまず1つあるし、それから10月13日金曜日にはご案内のとおり市民説明会、それからワークショップということで、若い方の意見もたくさん取り入れたいということで、先般、市内3校あるけれども、まだ今2校ほどお伺いしているけれども、村上高校と村上桜ヶ丘高校、来週村上中等教育学校行ってくるけれども、そういった方でまずワークショップの在り方、やり方等も含めて今校長先生と教頭先生と学校と協議しているところである。

本間 善和 そういうご意見というのは非常に重要なことなので、今後そんな格好で進めるということは理解した。そういうご意見のことを非常に重要視して計画を進めていただきたいと、私はそう思う。以上である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第96号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4 議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説明)

建設 課長

それでは、21P、22Pになる。14款1項7目土木使用料の第1節道路使用料で、金額については備考欄のとおりであるが、主なものとしたして、2、道路占用料が122件分、3、里道等占用料が228件分の占用料の徴収済みとなっている。次の2節河川使用料については、説明を省略させていただく。あわせて、次の3節都市計画使用料についても、説明を省略させていただく。

都市計画課長

都市計画課所管分についても、金額の大きいものについてのみ説明させていただく。それでは、14款1項7目土木使用料の第3節都市計画使用料のうち備考欄5、6について、都市計画課所管分については児童公園、公営住宅開発緑地内にある東北電力、NTT等の電柱、電話柱の使用料である。続いて、14款1項7目土木使用料の住宅使用料については、市営住宅入居者の現年度分、滞納繰越分の住宅使用料及び駐車場使用料になる。住宅戸数236戸、駐車場66区画になる。収入未済額の457万3,701円については、現年度分17世帯、滞納繰越分14世帯で、重複はあるが、全体で27世帯である。以上だ。

建設 課長

土木手数料については省略させていただく。

都市計画課長

都市計画手数料についても省略させていただく。

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長

次に、15款になるが、25、26Pを御覧ください。15款1項3目1節災害復旧費負担金で、備考欄の1、公共土木施設災害復旧事業費負担金になる。こちらは、昨年8月3日からの大雨による市道や河川の災害復旧事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象事業のうち、令和4年度概算請求を行った国庫負担金だ。なお、令和4年度国庫負担金交付決定額は1億3,974万3,000円であったことから、令和4年度に収入した負担金を除く残りの負担金については、令和5年度に請求することとしている。なお、国庫負担率については、0.667となっている。次に、29、30Pになる。15款2項5目土木費国庫補助金の第2節道路橋りょう費補助金で備考欄の1になる。社会資本整備総合交付金になるが、こちらは令和4年度現年分の国費分となる。内訳として、除雪対策経費の除排雪委託料、除雪車の購入費及び消雪施設工事等に係る交付金で1億5,156万8,000円を、市道整備事業経費の市道府屋勝木線道路改良事業に係る交付金で2,521万2,000円となっている。国費率については、除雪対策経費で、工事については0.6、除雪機械購入や除雪業務については3分の2、市道府屋勝木線道路改良事業については、0.540となっている。次に、備考欄の2、社会資本整備総合交付金の繰越明許分になる。こちらは、令和3年度からの繰越しの国費分で、市道整備事業経費の市道府屋勝木線道路改良事業に係る交付金となっている。国費率については、0.5350となっている。次に、備考欄の3、道路メンテナンス事業費補助金になる。こちらは令和4年度現年分の国費分で、道路対策事業経費の橋梁等の点検や老朽化対策工事に係る補助金となっている。国費率は0.594となっている。次に、4、道路メンテナンス事業費補助金の繰越明許分になる。こちらは、令和3年度からの繰越しの国費分で、橋梁修繕設計並びに橋梁点検等に係る補助金となっている。国費率については、0.5885となっている。次に、5、交通安全対策補助金になる。こちらは、令和4年度現年分の国費分となる。この補助金は、一定の区域における生活道路等の交通安全対策を支援する個別補助制度が創設され

ていて、道路対策事業経費の村上南小学校地区の生活道路対策エリアにおける交通安全対策工事に係る補助金となっている。国費率については0.594となっている。次に、6、臨時市町村道除雪事業費補助金になる。こちらは、令和4年度の大雪に伴う除雪費の増嵩に対し臨時特例の措置で配分のあった国費となっている。国費率については、2分の1となっている。

都市計画課長

その下、備考欄の7、社会資本整備総合交付金については、坂町地内の都市計画道路、市道南中央線道路整備への交付金である。次に、第3節都市計画費補助金、備考欄1の社会資本整備総合交付金は、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業に対する交付金である。次に、備考欄2、宅地耐震化推進事業費補助金は、令和4年度に繰越明許となった大規模盛土造成地第2次スクリーニング調査業務委託の前払い分に対する国庫補助金である。収入未済額の385万8,000円は、8.3大雨災害等の影響により令和5年度に事故繰越しとなったものである。次に、第4節住宅費補助金、備考欄1、社会資本整備総合交付金は、木造住宅耐震診断業務委託及び雪下ろし命綱固定アンカー設置事業費及び公営住宅等長寿命化計画改定業務委託に対する交付金である。以上だ。

建設 課長

次に、31、32Pを御覧ください。2項8目災害復旧費国庫補助金の第1節、災害復旧費補助金で備考欄の1、都市災害復旧事業費補助金になるが、こちらは昨年の大雨により被災した神林水辺の楽校の堆積土砂及び流木の撤去に係る補助金で、交付決定を受けている額のうち、令和4年度に工事請負者に支出した前払い金に対する補助金となっている。残りの補助金については繰越工事となったことから、令和5年度に請求することとしている。補助率については、2分の1となっている。次に、備考欄2、公共土木施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金になる。こちらも令和4年発生 of 災害復旧事業のうち、特に激甚であると認めた災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用される国土交通省所管の災害復旧事業で、国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について補助金の交付を受けたものだ。補助率については、2分の1となっている。

都市計画課長

続いて、備考欄の3、都市災害復旧事業費補助金については、8.3大雨災害により被害を受けた小岩内地内の堆積土砂排除工事に対する補助金である。同じく備考欄4、公営住宅施設災害復旧事業費補助金については、8.3大雨災害の被害を受けた市営前坪住宅の復旧に係る工事費への補助金である。

第16款 県支出金

(説明)

建設 課長

次に、33、34Pを御覧ください。16款県支出金、1項3目第1節農業費県負担金で備考欄の2、地籍調査事業費負担金になる。こちらは、塩谷地区と檜原、板屋越、早稲田地区の地籍調査に対する国負担分を含めた県負担金となっており、対象事業費に対して国が50%、県が25%で、合わせて75%の負担金となっている。

都市計画課長

続いて、35、36P、16款2項2目民生費県補助金、第3節災害救助費補助金のうち備考欄2、被災者住宅応急修理事業補助金については、8.3大雨災害により被災された住宅の応急修理費用に対する補助金である。続いて、37、38Pを御覧ください。16款2項5目第2節住宅費県補助金のうち備考欄の1、木造住宅耐震診断事業費補助金、こちらは木造住宅耐震診断業務委託に対する県からの補助金である。同じく備考欄の2、災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業補助金、こちらについて

は、こちらも8.3大雨災害により被災された住宅の建設及び購入、補修費用の借入資金の利子についての補給事業に対する補助金である。

建設 課長 次に、41、42Pを御覧ください。16款3項3目土木費委託金の第1節港湾費委託金だが、説明を省略いたす。

都市計画課長 その下、住宅費委託金で備考欄の1、県営住宅管理委任交付金については、県営住宅の管理委託金として、家賃収入の23%が市に交付されるものだ。同じく備考欄3、県営住宅特別修繕交付金、こちらについては、県営住宅の修繕費に対する交付金であり、風呂の取替え及び新設、修繕工事については補助率100%、50万円を超える修繕工事には補助率2分の1が交付される。

第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 同じくページの下段になるが、17款1項1目第1節土地貸付収入、備考欄3、県営住宅敷地貸付収入については、市内にある県営住宅の敷地の貸付収入である。

第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 続いて、47P、48Pの21款2項1目第1節は省略させていただく。また、同じく、同じページの下、21款4項1目第3節土木費貸付金元利収入についても、省略をさせていただく。

建設 課長 次に、55、56Pになる。21款6項6目第7節土木雑入だが、建設課所管分は説明を省略させていただく。

都市計画課長 備考欄7、借上住宅家賃個人負担金については、中川原住宅建て替え計画に伴い、民間賃貸住宅へ住み替えした入居者の中川原住宅家賃分を市営住宅使用料から振り替えたものだ。その下、備考欄8、全国公営住宅火災共済機構見舞金800万円は、8.3大雨災害により被災した公営住宅に対する公益社団法人公営住宅火災共済機構からの見舞金である。

分科会長（尾形修平君）休憩を宣する。

（午前11時58分）

分科会長（尾形修平君）再開を宣する。

（午後1時09分）

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

都市計画課長 それでは、121、122Pを御覧ください。3款4項1目災害救助費、備考欄の7、8.3大雨災害被災住宅応急修理事業経費の修繕料は、8.3大雨災害で被災した住宅の修繕経費を施工業者に支払ったもので、支払い延べ件数は450件である。

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 123、124Pを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金について、備考欄6、簡易水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして1億1,939万4,000円を、電力高騰分やその他収入不足の補填分に基準外繰出金として1億6,928万9,000円を繰り出したものだ。備考欄7、上水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして1,986万9,000円を、電力高騰に伴う動力費の増加分に対する基準外繰出金として2,000万円を繰り出したものだ。備考欄8、8.3大雨災害上水道事業会計繰出金については、水道料金の災害減免による減収見合い分として1,864万1,000円を、他自治体からの応急給水に係る費用として720万円を繰り出したものだ。備考欄9、8.3大雨災害簡易水道事業会計繰出金については、水道料金の災害減免による減収見合い分として198万1,000円を、他自治体からの応急給水に係る費用として190万円のほか、災害復旧経費に1,087万9,000円を繰り出したものだ。

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 それでは、147、148Pを御覧ください。第6款1項5目農地費で備考欄の8、地籍調査経費になる。主なものとして、測量設計等委託料は塩谷地区、檜原、板屋越、早稲田地区の地籍調査に係る調査業務委託等に要した経費となっている。次に、11の地籍調査事業職員人件費については、職員2名分の人件費となっている。

上下水道課長 159P、160Pを御覧ください。第6款第4項1目農業集落排水処理施設費、27節繰出金について、備考欄1、下水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして3億1,979万4,000円を、電力高騰分に伴う動力費用

の増加に対する基準外繰出金として1,210万円を、その他収入不足の補填分として4億1,687万3,000円を繰り出したものだ。備考欄2、8.3大雨災害下水道事業会計繰出金については、下水道使用料の災害減免による減収見合い分として基準外繰出金を繰り出したものだ。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 169、170Pを御覧ください。8款1項1目土木総務費で備考欄の1、土木総務管理経費についてだ。主なものとして、市道用地の借地料と私道の整備補助金2件分のほか、郡市土木振興会や各種協議会等の負担金や会費となっている。ページをめくっていただいて、一番上段になるが、5の広域道路整備一般経費については、説明を省略させていただく。8、土木総務費職員人件費についてだが、土木総務に係る職員20名分の人件費となっている。その下、9の8.3大雨災害土木総務費職員人件費については、説明を省略させていただく。次に、8款2項1目道路橋りょう総務費で備考欄の1、道路橋りょう一般管理経費についてだが、主なものとして、道路照明電気料等の光熱水費や道路台帳補正のための測量設計等委託料となっている。次の2、8.3大雨災害道路橋りょう一般管理経費と3、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費については、経常的な経費であるので、説明は省略させていただく。ページめくっていただいて、8款2項2目道路維持費で備考欄の1、道路維持管理経費になる。主なものとして、修繕料で市道の修繕173件のほか、除草や街路樹剪定等に係る業務委託125件の経費となっている。次に、その下、2、道路対策事業経費になる。主なものとして、測量設計等委託料については、橋梁修繕に係る設計業務などで9件、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料については、橋梁等の点検業務委託3件、工事委託料については市道藤沢停車場線桃崎人道橋の令和4年度分の修繕工事委託料となっている。また、工事請負費については、橋梁修繕工事や舗装修繕工事など28件の工事に要した経費などとなっている。次に、3、道路対策事業経費、繰越明許分になる。こちらは、令和3年度からの道路メンテナンス事業費補助金の繰越分で、市道北中大沢線中橋の橋梁修繕設計業務委託と橋梁点検業務委託に要した経費となっている。次に、4、8.3大雨災害道路対策事業経費になる。こちらは、市道平林小岩内線において、被災したガードレールの復旧までの間、通行の安全を図るため仮設ガードレールを借り上げたものだ。次に、5、8.3大雨災害道路維持管理経費になる。こちらは、被災した道路施設の修繕55件や土砂撤去や清掃業務等76件に要した経費となっている。次に、6、臨時経済対策事業経費、道路維持になる。主なものとして、経済対策及び公共工事の施工時期等の平準化のために道路修繕108件、工事11件を行ったものだ。ページをめくっていただいて、備考欄の7、除雪対策経費になる。主なものとして、除排雪委託料ほか除雪機械55台分のリース料、除雪車6台の購入費、市道川部11号線消雪施設散水管改修工事ほか16件の工事に要した経費となっている。その下、8、除雪対策経費、繰越明許分で、こちらは市道石住堀野線消雪施設取水口工事に要した経費となっている。次に、8款2項3目道路新設改良費で備考欄の1、市道整備事業経費になる。工事請負費では、市道松沢27号線道路改良その2工事ほか6件の工事を、補償金では市道府屋勝木線道路改良事業に係る建物2棟と工作物の移転に係る補償金となっている。備考欄の2、市道整備事業経費の繰越明許分になる。こちらは、市道府屋勝木

線道路改良事業に係る用地測量業務1件に要した経費となっている。次に、3の臨時経済対策事業経費、道路新設改良になる。こちらは、市道山添線道路改良ゼロ市債工事ほか3件の工事請負費となっている。次に、4、道路改良事業費職員人件費になるが、こちらについては道路改良事業に係る職員7名分の人件費となっている。5の8.3大雨災害の道路改良事業費職員人件費については、説明を省略いたす。次に、8款3項1目排水路維持費で備考欄の1、排水路維持管理経費になる。主なものとして、排水路のしゅんせつ、清掃等の施設維持保全業務委託料のほか、旧烏川排水路土留め工事の工事請負費となっている。次に、2、臨時経済対策事業経費、排水路維持で、ページ変わって178Pの上段になるが、こちら排水路修繕15件と山居3号排水路ほか防草コンクリート舗装ゼロ市債工事の工事請負費となっている。次に、3、8.3大雨災害排水路維持管理経費で、主なものとして、被災した排水路施設の修繕2件、土砂撤去清掃等業務委託18件に要した経費となっている。次に、2目の排水路新設改良費で備考欄の1、臨時経済対策事業経費、排水路新設改良については、七湊地内の七湊排水路改修工事に要した経費となっている。次に、8款4項1目河川総務費で備考欄の1、河川総務一般経費、2、水辺の楽校経費については、説明を省略いたす。次に、2目河川改良費で備考欄の1、急傾斜地崩壊対策経費で測量設計等委託料については、花立地内の地滑り観測業務及び対策工、測量設計等委託料について、対策工の設計に必要な地盤の解析業務を行ったものだ。急傾斜地崩壊対策事業費負担金については、県が事業主体である寝屋地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金と立島地区の既存施設の更新を行う砂防メンテナンス事業に係る負担金となっている。なお、対象事業費に対する負担率は、寝屋地区については5%、立島地区については10%となっている。次に、備考欄の2、河川整備促進経費になる。こちらは、平林市内の普通河川滝矢川改修工事に係る測量設計等委託料と、工事請負費については繰越工事となっている普通河川滝矢川改修その2工事の前払い金、補償費については、河川改修工事に支障となる上水道の移設に係る補償金となっている。次に、3目河川海岸維持費で備考欄の1、河川維持管理経費になる。工事請負費については、鶴渡路地内の普通河川大堀川堆積土砂撤去工事の請負代金と、繰越工事となっている南大平地内の普通河川石川堆積土砂撤去工事の前払い金となっている。次に、2、8.3大雨災害河川維持管理経費になる。こちらは、被災した河川施設の修繕7件や土砂撤去等の業務委託26件に要した経費となっている。次に、3、臨時経済対策事業経費、河川海岸維持で、ページ変わって180Pの上段、備考欄になる。こちらは、修繕13件と府屋地内の準用河川恵ビス川暗渠管補修工事を行ったものになる。次の5項1目港湾管理費については、説明を省略させていただく。

都市計画課長

8款6項1目都市計画総務費だ。備考欄の1、都市計画総務一般経費のうち上から7つ目、都市計画関係業務委託料は、環状3号線、七湊線、都市計画変更資料作成業務委託、村上市都市計画マスタープラン一部改定業務委託、村上市都市計画道路見直し業務委託3件分の業務委託料である。その下、備考欄の2、都市計画総務一般経費、繰越明許分は、令和3年度から繰り越された大規模盛土造成地第2次スクリーニング調査業務委託料だが、予算額921万6,000円のうち前払い金を支払い、残額771万6,000円については、8.3大雨災害等の影響により未完了のため、R5年度への事故繰越しとなったものだ。その下、備考欄の3、歴史的風致維持向上計画推進経費の主な支出内訳は、上から9つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金、そ

の下、建造物外観修景事業補助金4件分などである。備考欄の4、都市計画総務費職員人件費については、都市計画課参事と都市政策室7人分を合わせた8人分の人件費である。続いて、181、182P、8款6項2目街路事業費になる。備考欄の1、都市計画道路整備事業経費については、田面整形工事に伴う水路修繕工事及び市道南中央線道路改良工事の工事請負費である。同じく6項3目公園費になる。備考欄の3、臨時経済対策事業経費については、村上運動公園構造物解体撤去工事及び上片町児童公園フェンス撤去工事の工事請負費である。

上下水道課長 183P、184Pを御覧ください。第8款第7項1目下水道整備費、27節繰出金について、備考欄1、下水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰出金として13億6,228万7,000円を、電力高騰分に伴う動力費の増加分に対する基準外繰出金として3,290万円を、その他収入不足の補填分として8億2,000万1,000円を繰り出したものだ。備考欄2、8.3大雨災害下水道事業会計繰出金については、下水道使用料の災害減免による減収見合い分として基準外繰出金を繰り出したものだ。

都市計画課長 その下になる。8款8項1目住宅管理費になる。備考欄の1、住宅対策経費のうち上から3つ目、修繕料1,031万2,069円は160件分の公営住宅の修繕経費である。ページ中段の工事請負費1,660万9,890円は、公営住宅の空き部屋等内部修繕工事18件分の工事請負費である。備考欄2、8.3大雨災害住宅対策経費は、8.3大雨災害で被災した住宅の建設及び補修等を行うため借り入れた資金の利子を補給する災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金である。備考欄の3、臨時経済対策事業経費については、上の山住宅敷地内舗装の工事請負費である。備考欄4、耐震改修促進事業経費は木造住宅耐震診断補助金であり、令和4年度は実績3件であった。備考欄の5、安全対策普及啓発事業経費（繰越明許分）は、雪下ろし命綱固定アンカー講習会の講師等謝礼及び資料印刷経費である。備考欄6の住宅管理費職員人件費は、課長及び建築住宅室4人分を合わせた5人分の人件費である。

第11款 災害復旧費 (説明)

建設 課長 ページ229、230Pを御覧ください。ページ中ほどになるが、11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費で備考欄の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費については、災害復旧工事に係る測量設計等委託料など29件、災害復旧工事82件の請負代金及び令和5年度への繰越金、工事の前払い金に要した経費となっている。2、公共土木施設災害復旧費になる。こちらは、市道滝の前岩ヶ崎線のり面改修工事ほか1件の工事請負費となっている。

都市計画課長 備考欄の3、8.3大雨災害住宅施設災害復旧費は、被災した市宮前坪住宅の災害復旧工事の工事請負費である。備考欄の4、8.3大雨災害堆積土砂排除事業経費は、小岩内ほか地区において、被災した宅地に堆積した土砂等の排除を行った5本の災害復旧に係る工事請負費である。

歳出

第3款 民生費 (質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

大滝 国吉 178の急傾斜地の負担金、課長、これ場所によって率が違うようなことをさっき言っていたのだが、その訳は何でなのか。

建設 課長 箇所によって、例えば寝屋であると急傾斜の区域に鉄道があつて、そういった場合、県で事業をやるのに国から採択を受けて補助金で事業を行うのだが、その際の補助率も高くて、そしてそれに対する逆に市側の、自治体の負担率が低く抑えられるという、そういうものになっている。立島については、そういった守るべきものは、住宅だとか保全すべきものはあるのだが、あくまでも砂防施設のメンテナンスであるということで、この場合は10%いただくと。それぞれの場所、それぞれの事業のメニューによって地元の負担率は変わってまいる。

川村 敏晴 ちょっと細かいけれども、説明なかった分でおやつと思った点があるので、174Pになるが、道路対策事業経費の中の土地購入費で2万503円の計上があるのだが、土地の購入というふうな名目にしては金額があれなのだけれども、どんな土地をこの金額で購入するのだろうかということでも聞かせてください。

建設 課長 こちらの土地購入費になるが、市道の交差点部の隅切りということで買ったものになって、土地の面積自体も少なく、小さくて・・・

川村 敏晴 ちなみに、場所はどこか。

建設 課長 北新保地内になる。

川村 敏晴 そういう場所ということだね。もう1件あるが、178Pになる。河川海岸維持費なので、海のものかなとは思っただけだけれども、これも説明なかったので、清掃協力者への謝礼となっているが、75万円、どういう部分のどういう清掃の支払いなのかというふうなことで、ちょっと細かく聞かせてください。

管理 室長 これについては、河川から海岸部にごみが出て、浜のほうにごみが打ち上げられたような感じのところの清掃の部分が大半を占めている。

川村 敏晴 あるね。我々委員会でも海岸線の集落の方々等の要請で、県の方と一緒に視察させてもらうこともあるのだが、あのときに、皆さんも一緒だけれども、打ち上げられた海岸ごみだとか、それがかなり堆積しているようなところがあるのだけれども、あれの撤去というか、清掃というイメージでいいのだろうか。結構大工事かなと思うのだけれども。

建設 課長 流木とか大きいものの処理ではなくて、人力で処理できるものの清掃だということでもよろしいかと思う。

川村 敏晴 では、もう1点、これは建設業者というよりも、地元の方というふうな解釈でいいか。

建設 課長 地元の方、上下海府の集落の団体であったり、そういったところにお支払いをさせてもらったものになる。

河村 幸雄 176Pの除雪対策ということで、ちょっと分からないので聞かせてください。除雪の出動する業者への指示基準というのは何であるのか。除雪車の出動。

建設 課長 除雪車の出動になるが、道路除雪、車道部の除雪になるが、積雪が10センチ以上になると出動になる。そして、歩道については20センチ以上で出動ということになっていて、除雪の契約の中で降雪の状況のパトロールについても受託の業者と契約を結んでいて、業者のほうで現地を確認をして、降雪が除雪の出動基準に合致した場合は出動するという、そういうやり方を取っている。

河村 幸雄 そういう基準があるのだろうし、皆さん業者の方も待機したり、いろいろその思いで待っているわけだろうけれども、待っているというか、迎えているわけだけれども、業者によって考え方、10センチ、20センチというのが、場合によっては雪が降り始めてから出動するとか、やっぱり違ってくるのではなかろうかと思うけれども、そんなことはないか。業者の考え方。

建設 課長 基準として明確に数字を出しているのですが、業者によって考え方が違うということはないが、それぞれの地区の状況によって、また雪の降り方によって、出動に多少の差異があるのかなというふうには実際のところは考えている。

河村 幸雄 除雪、建設業者がこの作業をやめている業者もあるかと思う。そんな中で民間であったり、農林業従事者とか、そういう方たちの出動というか、応援もあるかと思うけれども、その割合というか、どのぐらいまで変わってきているか。数字というよりも、やっぱり明らかに建設業者の今までどおりのスタイルであるけれども、そんなに差はない、どんどん増えている状況ではないとかでもいいので。

建設 課長 契約を結ぶ業者の数としてはそう変わらないし、大体やっぱり建設業者の方が主になって、場合によって建設業以外の業の方に除雪をしていただいているという、そういうケースもある。それぞれの業者の中で除雪のオペレーターとして農業をやっている方を雇用して、除雪業務に当たっていると、そういったケースはある。

河村 幸雄 除雪業者には特別な組合とかというのはないというようなお話も私聞いたことあるけれども、私の言いたいことは、除雪場所の区割とか、そういうものはどんな形で振り分けているというか、やっているのだろうか。その地域、地域なのだろうかけれども。

建設 課長 地域、地域で違うかもしれないが、村上においては、まずそれぞれ、前年除雪をしていただければ、大体前年に沿って除雪の範囲を、していただく路線を決定していくのだけれども、そしてその実績を得て、また業者から様々なご意見をいただいたり、アンケートも取らせてもらった上で、それで必要に応じて除雪する路線を見直して振り分けを変更したりだとか、毎年毎年除雪の計画路線、どこを受け持ってもらうかについては見直しをして、対応しているところである。

河村 幸雄 分かった。今年度、令和5年度は確率は60%以上暖冬になるというふうなお話である。それがいいか悪いかは別としても、そうやって除雪のほうもひとつよろしくお願ひしたいと思う。

三田 議長 今除雪の話が出たので、せっかくなのであれだけれども、昨年も豪雪というようなことで、特に建設課の皆さん難儀をしたと思うし、ご苦労さまであった。しかしながら、私もあれだけれども、緊急時もうどうにもならないような状況が私の地区でもあったし、他地区でもあったと思う。それは、事前に業者と打合せをしているに

もかわらず、ああいう状況というのはやっぱり年に数回あると思うのだけれども、そういう緊急時の対応が取れるような対策をしっかりと取っていただきたいと思うのだけれども、このことについては、私行政の幹部達にも電話を差上げたことあるのだけれども、課長からの所見、そして副市長からの所見をお伺いしたいと思うが、よろしく願います。

建設 課長

緊急除雪時の出動になるが、前の日から降雪の予想があれば、それに応じて業者の方々には待機の指示を出していただいて、待機の上で、そして降雪によって出動してもらおうという待機指示という方法は取ってはいるが、昨年のように短時間での多い降雪量があった場合、そして倒木があったりだとか、そういったものもあるケースもあるので、去年の経過も十分承知しているので、それを踏まえた上で、今年度除雪に向けて、体制もそうだし、各支所によって除雪会議ということで業者とやり取りもするので、そういった場でもお伝えをさせてもらって、連携を取った上で対応に当たってまいりたいというふうに考えている。

副 市 長

私からもお答え申し上げます。確かに特に昨年の暮れの大雪、これは大変広範囲で、しかも重たい雪があったというふうなことで、想像を超えるという言葉はあるけれども、そういう状況であったかと思う。対応に少し不備があったということは大きな反省点として受け止めさせていただき、今ほど建設課長からも申し上げたけれども、事前に気象庁からの降雪予報の情報も入っている。そういった予報を基にしながら、どういう状況が予想されるのかということと事前にしっかりとキャッチしながらその対応に当たられるように、しっかりと準備をしながら連携を取って進めていきたいというふうに思うので、よろしく願いたいと思う。

三田 議長

通常時でない、いわゆる緊急時というのか、そういうときの行政の対応というのはやっぱり市民の方に非常に力強く感じていただけるのだらうと思っているので、万全を期して対策を打っていただきたいと思う。よろしく願います。

尾形分科会長

今の件に関して、昨日の委員会でも私からちょっと質問させてもらったのだけれども、去年の今話出たクリスマス寒波で倒木等によって停電が発生したり、道路が寸断されたりということで、その教訓を生かして、本年度どういう対策を取っているのか伺いたいと思う。

建設 課長

市道における倒木の対策ということであるが、まずこれまでも例年行ってきた手法で、樹木の管理をお願いするというお知らせと、これから除雪に関して区長会だとか、そういった様々な場で除雪に関してのお願いをする機会があるので、そういった場でまた伝えていきたいと。それにプラスで、昨年を踏まえて、特に昨年の倒木で一時通行止めになった地域を中心に、区長のほうに民有地の立ち木の管理について個別にお願いをさせていただいている。そのお願いをさせてもらう中で、一例ではあるが、小揚の集落の方と日下の集落の方については、民有地の立ち木の伐採を実施していただいたところである。坪根集落についても、区長のほうから路線の沿線の所有者の方に管理を呼びかけてくれたということで、そういった事例も今ある。そして、何より昨年倒木が生じ、除雪に一番支障になったのが電力だとかNTTのそれぞれの架空線に倒木が引っかかって、なかなか進まなかったという部分があって、既にそちらのほうは、総務課の危機管理対策室のほうにも関係をしているが、今後の停電対策に向けた検討会というものを早い段階から組織をして、連携を図ることを一番の目的に検討会が立ち上がっている。これから9月22日の日にワーキンググループということで、県、市町村、これは村上市以外の長岡、柏崎、

佐渡も含めているが、そちらの市町村、自治体と電力、そしてNTTはオブザーバー参加になるのだが、ワーキンググループをつくって、また検討に入るといふことにしている。そういったまず各電力事業者、そして通信事業者の方とも連携をしながら、今年度対応を図ってまいりたいというふうに考えている。ちなみに、電力のほうでは、昨年の教訓もあって、電線に支障となっている枝等の伐採は早い段階から実施しているということでお話は伺っているところである。

尾形分科会長

今の件で課長から説明を受けたので、十分に理解できたのだけれども、例えば土地所有者が立ち木を切ってもいいよと言っても、電線に引っかかるような立ち木だと個人で切るのもなかなか難しいだろうし、そういうような相談というのはあったものか。区長とかからお願いして。

建設 課長
川村 敏晴

建設課のほうにはない。

1点忘れていたので、180Pになる。これちょっと担当課では答弁しづらい質問になるので、副市長に基本的な姿勢をお聞きしたいということで質問させていただくが、歴史的風致維持向上計画の中の風致維持のための建造物の保存事業、または外観形成のために補助金が出されているが、ちょっと私に問合せが来たものだからお聞きするのだけれども、維持をする方々が個人であればあれなのだろうけれども、法人が所有する案件って結構あのエリアに多くあると思うし、これからもまたどんどん改良が進む中で歴史的風致の維持のために補助金を活用するという方々増えるのだろうというふうなことでお聞きしたいのだけれども、今回補助金を頂戴して造成、改良した方がいらっしまった。補助金のほうは頂戴したのだけれども、その補助金に対して今度課税、税金のほう、法人のほうの要は一時所得金として処理するのに、そこに何らかの課税対象に当然なってくるわけだが、法人の場合。そのときに、全国的にもどこというふうな情報は私取らなかったのだけれども、まれにこういう補助金に対して、単独の自治体で、もらった補助金に対しての課税を市の部分については非課税にするのだとかという手法が取れないものかというふうな問合せだったのだ、実は。村上の風致維持をする上では非常に重要な補助金だろうと思う中で、それに対して、いただいた補助金にそういうちょっとピンはねされるような、課税されるということはどうなのだろう、いかがなものかなというふうなことで、へ理屈みたいな気もしたのだけれども、真面目にそこに向き合って、自分の建物を、補助金をいただくにしても実費で改良していくという姿勢を後押しする行政側の姿勢だとか、考え方というものもあっても悪くはないのかなというふうな思いもしたのだから、今回このところでお聞きするのが妥当なのかなと思って質問させてもらうのだが、副市長のほうの、行政側としての考え方というか、現状で結構だけれども、お聞かせ願えればと思う。

尾形分科会長
川村 敏晴
副市長

答えられるか、これ。今のはうちの委員会の範疇ではないと私思ったのだけれども。税務課なのだと思うけれども、だから副市長にというふうなことで。詳細については少し知見を持ち合わせていないので、具体的なお答えはできないけれども、これ改めて所管の税務課に聞いた上でお答えを申し上げたいというふうにする。ただ、一般的に補助金を得た場合は、普通固定資産に相当するものはそれを圧縮して、そして台帳に載せるという通常の会計の処理の方法はある。ただ、住宅等の場合はそういったことに当てはまるのかどうかは、私のほうとしてもちょっと情報を持ち合わせていないので、知識ないので、後ほどお答えをさせていただきたいというふうにする。よろしいだろうか。

川村 敏晴 ありがとうございます。分科会長おっしゃることはよく分かってはいるのだけれども、ちょっと税務関係のほうで質疑する場所がないので、あえて言わせてもらったけれども、そういう意味で村上市が中心地に取り組んでいる一つの歴史的景観を維持していこうというふうな取組に賛同してもらおう方々を増やすというふうなことで、そういうことに対しての意思表示を行政側として、していくことも何らかの価値はあるのかなというふうな思いもあったので、あえて質問させていただいた。ありがとうございます。

渡辺 昌 除雪の件なのだけれども、最近集落の方と話したら、集落の道路除雪した雪を置く場所を新しく買い求めたところなのだけれども、雪を置かせてくれという連絡がなかったそうなのだ。手続上は、雪置場の確保というのはどういうふうな形になっているのか教えてください。

建設 課長 それぞれの各地区でもしかするとやり方が違うかもしれないが、朝日であれば朝日の課長からでも答えさせてもらうが、村上でいくと、まず業者に確保してもらおうと、それもまず方法として行ってもらっている。あとは、市のほうで区長方にどちらか置場になる場所がないかということで情報を提供いただいて、その後市のほうで土地の所有者のほうにお願いに行くという、そういう方法を村上では今取らせていただいている。

朝日支所産業建設課長 朝日の場合は、まず業者が区長と連携して、相談の上で土地をまず使うという承諾をもらうことを基本としていて、必要に応じて市の職員がその土地の所有者にお願いするとか、区長がお願いするとか、そういう対応を取っている。

渡辺 昌 朝日だと、では区長が把握しなければ、そういう置かせてくれという連絡が来ない可能性が大きいということか。

朝日支所産業建設課長 業者には、区長と相談の上で土地所有者等に協議をして雪を置かせてくださいという話をしているので、区長が知らないという事案は私どもとしてはないというふうに考えている。

渡辺 昌 今の件は分かった。ちょっと細かいことを2点ばかりお聞きしたいと思う。172Pの道路橋りょう費の2番目の8.3大雨災害のところなのだけれども、金額的には少ないのだけれども、2,112円、今どき食糧費ってなかなか見かけないのだけれども、この中身を教えてください。

建設 課長 こちらの食糧費になるが、災害査定を受ける際に査定官と立会官ということで国の方がいらっしゃるのだが、それがこれまでの慣例のような形で、来た際に取りあえず飲物だけは用意するという話があって、それでその飲物分を食糧費という形で支出をさせていただいた。

渡辺 昌 用意してって言ったのは国のほうからか。

建設 課長 県のほうからそういうお話をいただいた。

渡辺 昌 もう一点、184Pの、これ説明なかったところなのだけれども、住宅費、1項目めの住宅対策経費の中の屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業補助金。7月に朝日であった勉強会には参加した。それで、31万2,000円のこの補助金の件数、プラス、どこの地区なのか、できれば集落等分かれば教えてください。

建築住宅室長 件数は4件になる。全て朝日地区であって、集落が大須戸は私記憶あるのだが、残りちょっと今資料を持ち合わせていないが、後ほどもしあれだったらお知らせいたします。

渡辺 昌 もう一点なのだけれども、その勉強会に参加したときの感じなのだけれども、器具

を売っている業者が来て説明する、あとは長岡技術大の先生だったのだけれども、ほとんどがトタン屋根のための設置であって、この辺ではまだちょっと、そのときも質問したのだけれども、瓦屋根には対応できない部分あったのだけれども、勉強会呼ぶためにはその方たちを呼ばなければ、瓦に対する対応ができる方というのはまだいないということなのか。

建築住宅室長 おっしゃるとおりなかなか今まだ瓦に対する屋根雪下ろしアンカーの設置というの
は進んでいないというのが状況である。ただ、今年度来られた業者の金具については、一応瓦屋根対応のものも開発されている業者ということで私ども今回呼びして、瓦も今開発途中だよとか、試作品は作っているよという話だったので、徐々には普及していくのだらうなということで屋根の瓦屋なども呼びして、今回講習会を開いたということにしている。

渡辺 昌 今後継続して1年に1回ぐらいはやっていく計画なのだろうか。

建築住宅室長 正直なお話、今回国の補助金を受けてこの講習会の講師謝礼なども補助対象となったもので、昨年、今年と2年にわたって講習会を開かせていただいた。来年についてはまだ未定なのだが、毎年なかなか同じ内容だと大変なので、少しその辺は研究していきたいというふうに考えている。

河村 幸雄 歴史的風致維持向上計画だけれども、3月の定例会にも課長から無電柱化を実施するに当たっての説明をいただいた。その中で、令和4年度中に安善寺安泰寺線を、沿線の方の同意をいただきながら、設計等を進めていくというような話もいただいたけれども、ちょっと進捗状況を教えていただきたいのだけれども。

都市計画課長 このたび安善寺安泰寺線を進めるに当たって、一点、電力、NTTのほうと詳細なところを話をしていく中で、今路線の最終地点になるのが県道取付け部分になるのだけれども、県のほうも今無電柱化について検討していて、そことの協議をうまくしていただいて、そこがならないと、なかなかうちのほうの路線について手戻りになるという、そんな話をいただいて、うちのほうはちょっとその後詳細なところまでは詰めていっていない。その代わりに県のほうと今お願いして、県道本線のほうを何とかできないかということをお願いしているところだ。あといずれにしても、うちが先に行くよりも、県と一緒に進んだほうがいいのではないかとというふうに、内部ではそのように今考えている。

河村 幸雄 その流れは理解する。ただ、安泰寺のあの路線というのはやっぱり我々の一番歴史を感じられる大切な場所、一番始まりの一番大事にしていかなければならないところだなというふうに思うので、ひとつよろしく願いいたす。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

副 市 長 特に質問のない中で私のほうから発言をさせていただくけれども、令和4年度の決算書の中では、本委員会に限らずだけれども、全課にわたって災害復旧の支出が大変多くあった。おおよそ100億円になっているし、繰越明許も含めてであるけれども。それぞれ職員は、本当に通常の業務をこなしながら、この災害復旧に向けて大変頑張ってもらったなというふうに思う。先ほど議長からは、大雪の際への対応について慰労の言葉もいただいた。私は、副市長という立場の中で、本当に職員がこの災害に真剣に、そして果敢に一生懸命立ち向かってくれたなということを改めて思っ

ている。その結果、まだまだ復旧には時間かかるけれども、議会の皆様方からも理解をいただいて、そして着実に進んでいるということを改めて報告を申し上げたいと思うし、これからはしばらく続くこの復旧・復興プログラムを確実に進めていくためにも、ご理解とご指導をいただきたいということを今定例会の最後のこの委員会の終わりに御礼を申し上げながら、またお願いをさせていただきたいというふうに思う。本当にありがとうございます。よろしく願います。

尾形分科会長　ご苦労さまだった。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第103号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午後　2時10分)